

奄美市地域経済循環創造事業審査会設置要領

(目的)

第1条 地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする総務省所管の地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)へ申請する事業を選定するため、奄美市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)第4条に定める事業内容のほか交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 商工観光情報部長
 - (2) 企画調整課長
 - (3) 商工政策課長
 - (4) 審査対象となる事業分野を所管する課の長
 - (5) 奄美大島商工会議所
 - (6) あまみ商工会
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 会長は、部長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 第3条第1項各号に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理として出席できるものとする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めてその説明や意見を聞くこと、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、商工観光情報部商工政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は審査会が定める。